

# 2005年度版環境基本計画年次報告書に対する 市民意見とその対応措置

環境施策の計画的な推進や適切な環境配慮の実施等について、その実効性を担保していくため、環境基本条例において設けられた環境調整会議、環境審議会、年次報告書の公表等の制度に基づき、進行管理を図っています。

点検・評価の内容は、環境調整会議等に報告するとともに、市民から提出された意見を取りまとめ、関係機関への周知を図っています。

2005年度版環境基本計画年次報告書に対する市民意見と市の対応措置の概要は、次のとおりです。

## 1 健康な市民生活が営めるまちに向けて

項目	市民意見の要旨	対応措置
大気汚染	SPMやNO <sub>2</sub> の環境基準の達成率（ただし長期的評価）が上昇してきていることは、国の施策や近隣自治体との連携による対策の効果が大きい。今後さらに、市の「環境目標値」達成に向け、各種施策を積極的に進めてほしい。そのためにも、「環境目標値」の達成年次を早急に定めることが必要だ。	浮遊粒子状物質について、全測定期が環境基準の長期的評価では達成していましたが、短期的評価では非達成の局があり、また、二酸化窒素についても自排局9局中3局で非達成な状況です。当面、環境基準の達成、維持を目標に大気環境の改善に向けた取組を推進してまいります。
	近年、一部大工場のNOx排出量が増加していることは看過できない。年々、総排出量が削減されるよう指導すべきだ。そのためにも、各工場・事業所に係る現行許容排出量は早急に見直すこと。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例で市独自の規制方式（バスケット方式）を導入し、包括的な大気汚染物質排出量の削減に取り組んでいるところですが、窒素酸化物対策について、各種の施策に合わせて、総合的に推進してまいります。
自動車	騒音に関する環境基準の適合状況は、13地点のうち、6地点が全ての時間帯で超過しているが、その具体的地点と測定値を提示してほしい。また、今後の改善策を提示してほしい。	2005年度版環境基本計画年次報告の基礎資料になりました自動車騒音（2004年度測定データ）の調査地点及び測定値は、平成17年度版環境局事業概要公害編（P98）に取りまとめているほか、環境局公害部のホームページ（ <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30zidou/home/souon/vehicle/vsokutei16.pdf">http://www.city.kawasaki.jp/30/30zidou/home/souon/vehicle/vsokutei16.pdf</a> ）でも閲覧できますのでご覧ください。 また、自動車騒音の低減化については、騒音の原因となる路面の荒れや段差等の補修を適宜実施するとともに、順次、低騒音舗装及び遮音壁等の対策を検討してまいります。
	自動車騒音に係わる要請限度に関する騒音測定は、3地点で行い、全ての時間帯で限度を超えていている地点が1地点あるが、その具体的地点と測定値を提示してほしい。また、今後の改善策を提示してほしい。	騒音測定の要請限度を超過した地点は、高津区役所建設センターです。測定結果については、平成17年度版環境局事業概要公害編に取りまとめていますのでご覧ください。 また、今後の状況の推移を見つつ、必要により道路管理者である国土交通省へ施設改善を要請いたします。
	測定13地点と3路線3地点のここ10年の測定値のグラフを提示してほしい。	自動車騒音測定個所については、市内全域の状況を把握するため、毎年測定地点を移動しております。このため、データの蓄積がないため10年間の状況は表示できません。 (なお、一部のデータにつきましては3~4年間、定点で測定しております。)
	多摩川沿線道路に隣接して住んでいるが、多摩区布田付近での道路騒音の測定データがあれば提示してほしい。日夜騒音に悩まされている。今後の改善計画があれば教えてほしい。	多摩沿線道路（市道幸多摩線）の多摩区布田付近での調査データはございません。 なお、参考までに、平成15年度に同路線の中原区上平間で調査した結果は、昼間：76dB、夜間：74dBでした。 改善対策につきましては、平成17年度、同路線の布田付近の一部に低騒音舗装を実施いたしました。今後も多摩沿線道路については、順次低騒音舗装の施工を実施してまいります。

化学物質	化学物質の排出量を30%削減とあるが、具体的にどのような対策をとるのか。	化学物質の環境リスクの低減に向けて、条例やPRTR法に基づき事業者における化学物質の自主管理の促進に努めているところです。 事業者における取組状況については、アンケート調査、立入調査などによりその実態の把握に努めており、今後とも、重点目標の達成に向けて、化学物質の自主管理の促進に取組んでまいります。
------	--------------------------------------	---

## 2 うるおいとやすらぎのある快適なまちにむけて

項目	市民意見の要旨	対応措置
緑	年々樹林地や農地が減少していくことを阻止することは、相手が私有地であるので難しいことは理解できるが、目標値を現状より低く設定していることは問題だ。行政も市民も緑の喪失にもっと危機感を持つことが必要だ。	樹林地の保全目標の設定については、平成14年度の環境保全審議会（現「環境審議会」）の答申による斜面緑地総合評価を踏まえ、緑の基本計画改定の中で改めて検討してまいります。
	目標を達成するためには、どの地域がどれくらいの緑が確保されればよいのか、具体例はあるか。	斜面緑地総合評価（市域の1,000m <sup>2</sup> 以上の斜面緑地をA、B、Cにランク付け）に基づき保全を図るべき緑地を見極め、地権者の理解を得ながら保全施策を進めてまいります。

## 3 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちに向けて

項目	市民意見の要旨	対応措置
地球温暖化	二酸化炭素の市民一人当たりの排出量は全国の約2倍にもなっているのに、削減目標が全国と同じ6%（2010年/基準年）であるのはおかしい。少なくとも、同じ政令市の名古屋市、京都市と同じ10%に引き上げるべき。「6%の削減目標は、環境保全審議会が決定したもの」との回答は言い逃れに過ぎない。	温室効果ガス6%削減目標については川崎市地球温暖化対策地域推進計画に定めた数値です。特に二酸化炭素は1990年に比べ増加していますので、まずはこの目標達成に向け、各種対策を強化し取り組んでまいります。
	市独自に二酸化炭素の測定もしないで、県内の他地域の測定結果を引用するのは良くないと再三指摘したことに対し、「検討する」と回答したことは評価できる。測定機を市の南部に設置し、全国に誇れる温暖化対策を進めてもらいたい。	温暖化の指標となる二酸化炭素濃度の測定は、人的活動の影響を受けない地点での測定が必要です。今後も県が行っている濃度測定データも活用し、普及啓発に取り組んでまいります。
	目標達成のために市民は何を実行すればよいのか。資料があればほしい。	環境局地球温暖化対策担当にて資料を配布しております。また、本市ホームページでも家庭ができる地球温暖化防止への取組の紹介をしております。
水循環	酸性雨の実態につき、要望を受け入れ、麻生だけでなく田島でも測定するようになつたのは評価できるが、酸性雨の評価のためにはpHだけでは不十分である。今後、導電率の結果等についても記載することが望ましい。	酸性雨の環境測定結果について、導電率の測定結果は、環境局事業概要や公害監視センターレポートをはじめ、市のホームページにも掲載しておりますので、これらの資料で確認することができます。年次報告書への測定結果の掲載につきましては、今後とも市民にわかりやすい内容となるよう努めてまいります。
資源・廃棄物	段階的に減らすという目標値ではなく、焼却物を減量することを目的に、最終的にどこまで削減すればよいのか。	焼却量の削減につきましては、2005年4月に策定いたしましたかわさきチャレンジ・3R（一般廃棄物処理基本計画）において、平成15年度には50万トンであったものを平成27年度までに13万トン削減し、37万トンとすることを目標として掲げており、その結果として現在4つある焼却場をひとつ削減し、3処理体制を実現することを目指しています。この達成には、ごみの発生抑制の推進、リサイクルの推進が必要不可欠であり、環境基本計画の掲げる市民一人当たりの一般廃棄物排出量及び再資源化率の達成が重要であると考えております。

#### 4 基本計画の総合的推進施策

項目	市民意見の要旨	対応措置
基本計画	事業者の自主的取組みとして、「環境負荷低減行動計画」などの内容拡充を進め、もっと実効性を高めることが必要である。環境行動事業所の認定も単に企業価値を高めるだけのものに終わらせてはならない。低減効果が着実に現れるよう改善すること。	企業の自主的な取組みを促すための制度である「環境負荷低減行動計画の策定」等については、施行から概ね5カ年が経過したことから、制度による環境負荷の低減効果について検証してまいります。また、環境行動事業所の認定制度も、企業の自主的な取組みを促進する制度であり、今後認定事業所の環境負荷低減効果についても検証してまいります。
環境調査	法律及び条令による環境影響評価が実施されているが、環境基準・環境目標値を超過している地域の開発計画に対しては、原則として認めないと厳格に対処すべきである。一つ一つの計画として、どんなに公害・環境対策が採られてもそれらの計画が複合すれば、総体として公害・環境汚染が増えることは自明だ。この点、「環境調査制度」が公共事業を対象としていて、民間の大規模開発を免罪しているのは欠落と考える。	環境影響評価制度は、大規模な開発事業等を行うにあたり、環境への影響について事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、環境への配慮を促すための手続きを定めたもので、事業実施にあたっての許認可等を有するものではありません。一方、環境配慮制度は、基本構想又は基本計画の立案段階で、環境に係る配慮が十分なされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行い、環境面から総合調整を行うものです。民間事業については、構想段階での情報を得ることができないことなどから、個別の民間事業を対象とするのではなく、許認可、協議方針にあたっての基本的な方針の見直し等について調査を行うことにしています。なお、近接する事業については、複合的な影響を考慮するよう、環境影響評価手続きの中で指導しています。
環境教育	地域環境リーダー育成講座はよいと思うが、幼稚園から中学生までの実践教育から始めて、育成への道へと繋げていく計画と思うが、実際には可能か。	市の環境教育・学習は「川崎市環境教育・学習基本方針」に基づき推進しています。この基本方針では幼児から成人までを対象とした生涯教育として位置づけています。 幼児環境教育、小中学校における事業をさらに充実させ、また高校、大学との連携も実践し、各ステージを繋げていくこととしています。
その他	<p>全国有数のコンビナートをもつ本市は常に災害の危険性を抱えている。また直下型地震の危険性も指摘されている。環境破壊は基本的に慢性のものであるが、急性のものとして都市災害があるのではないか。1999年度版から2002年度版まで「都市災害の防止」の項目があったが、その後無くなってしまったのは残念である。</p> <p>市民による自主的活動の支援（助成金）の担当部署を教えてほしい。</p>	<p>「都市災害の防止」は、従来基本的施策の中に位置づけていましたが、2002年の川崎市環境基本計画の見直しについての答申において、地域防災計画の範疇に含まれるので、その内で対応することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収 ：環境局生活環境部廃棄物政策担当</li> <li>・多摩川美化活動：市民局地域生活部地域生活課</li> <li>・市内統一美化活動 ：市民局地域生活部地域生活課</li> <li>・公園緑地愛護会：環境局緑政部公園管理課</li> <li>・街路樹等愛護会：環境局緑政部公園管理課</li> <li>・緑の活動団体：公園緑地協会</li> <li>・屋上緑化等助成制度：公園緑地協会</li> <li>・公害防止資金融資制度 ：環境局公害部企画指導課</li> <li>・D P F 等装着補助 ：環境局公害部交通環境対策課</li> <li>・ディーゼル自動車排出ガス改善促進資金 ：環境局公害部交通環境対策課</li> <li>・低公害車導入助成 ：環境局公害部交通環境対策課</li> <li>・ISO認証取得補助制度 ：経済局工業振興課高度化支援担当</li> </ul>